公益社団法人
松戸法人会 会報 No.288
法人会はよき経営者の団体

matsudo corporation society
令和5年11月1日

結 ゆい

～税を考える週間～
（11月11日～11月17日）

CONTENTS

- 令和6年度税制改正に関する提言
- 令和5年度「税務・会員増強研修会」
- 税務署だより
- プロの視点・取材レポート
- 委員会・部会だより
- 法人会の動き

発行所:公益社団法人 松戸法人会　〒271-0076 松戸市岩瀬108 TEL.047-362-4201･368-3311 FAX.047-368-3854 E-mail:houjin.m@crocus.ocn.ne.jp
■発行人:会長 大川　吉美　■編集:広報委員会　■編集責任者:広報委員長 伊藤　賢一　■印刷所:株式会社 大東

令和6年度税制改正に関する提言（要約）

令和6年度税制改正スローガン

・財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！

・企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

・経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！

・中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1 財政健全化に向けて

・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス=PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

（1）財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

（2）国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害すること

CONTENTS

令和6年度税制改正に関する提言（要約）― 2
第39回法人会全国大会（群馬大会）― 7
新会員紹介 ― 7
写真で見る 令和5年度「税務・会員増強研修会」― 8
令和5年度 第2回理事会及び署幹部職員との名刺交換会 ― 10
税務署だより ― 11
プロの視点 ― 13
キラビト紹介 ― 14
松戸市制施行80周年「松戸まつりIN2023」― 15
青年部会主催婚活支援事業 ― 16
実務者研修会 ― 17
青年部会落語税金教室 ― 17
自主点検シートの活用について ― 18
私の本棚 ― 18
法人会の動き ― 19
クイズ（数独） ― 19

表紙:国宝松江城

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

が考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2 社会保障制度に対する基本的考え方

・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。

・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6)少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4 マイナンバー制度について

・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

5 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp イータックス

健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、

昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

1. 中小企業投資促進税制については、対象 設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3)中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

1. 猶予制度ではなく免除制度に改める。
2. コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
3. 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

3 消費税への対応

・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- 近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ. その他

1 納税環境の整備

2 環境問題への対応

3 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1 法人税関係

(1)役員給与の損金算入の拡充

❶ 役員給与は損金算入とすべき

❷ 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

(2)交際費課税の適用期限延長

(3)中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2 所得税関係

(1)所得税のあり方

❶ 基幹税としての財源調達機能の回復

❷ 各種控除制度の見直し

❸ 個人住民税の均等割

(2)少子化対策

3 相続税・贈与税関係

(1)被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2)経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

❶ 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

❷ 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

❸ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp イータックス

するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

❹ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

❺ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税

(4)法定外目的税

5 その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)電子申告

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献している。

わが国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍は、ほぼ収束し、急激な物価上昇も一時に比べ、落ち着きを取り戻しつつある。

こうした中、政府が打ち出した少子化対策や防衛力の抜本強化については、財源の具体的な内容が定まっておらず、安定性を欠いていると言わざるを得ない。加えて、コロナ禍でさらに積み上がった国債残高は先進国でも突出しており、返済計画の策定が重要な課題である。

歳出だけを先行させ財源論が置き去りになったままでは、財政規律の毀損が決定的となりかねない。まずは、2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標を確実に達成し、その後の財政健全化についても並行して議論を開始すべきである。

また、今月から導入されたインボス制度は、事業者の事務負担増や適格請求書発行事業者と免税事業者との取引に変化が生じると言った懸念がある。政府は、国民や事業者への影響を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直す必要がある。

地域経済や雇用の担い手である中小企業には、コロナ禍による打撃から回復していないケースも少なくない。実効性ある税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和5年10月18日

全国法人会総連合　全国大会

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

第39回　法人会全国大会（群馬大会）

開催日　令和5年10月18日（水）
場　所　高崎芸術劇場

法人会全国大会（群馬大会）が表題のとおりの日程で開催され、当会からは、大川会長、青木副会長、椎名副会長、榎専務の4名が記念講演・式典に参加しました。

ウエルカムコンサートとして13時20分から30分間、群馬交響楽団のアンサンブル編成により演奏が披露されました。

第1部は、14時より記念講演として、日本通信株式会社代表取締役社長公立大学法人前橋工科大学　理事長の福田尚久氏が「好機到来」と題して、60分にわたり講演が行われました。

第2部は15時20分より式典が行われ、小林全法連会長から冒頭のあいさつをいただき、ご来賓を代表して住澤国税庁長官、山本群馬県知事等のあいさつをいただいた後、会員増強表彰、研修参加率向上表彰、福利厚生制度推進表彰の贈呈が行われ、続いて飯野税制委員長による税制改正提言の報告、大会宣言と続き、次回開催の鹿児島大会のPRが行われ、閉会となりました。

ご参加いただきました役員のみなさまありがとうございました。

大川会長を囲んで記念撮影

全法連小林会長のあいさつ

新会員紹介

（令和5年9月2日～令和5年10月12日）

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
中央第一	スタイルホーム（株）	田口　真平	松戸市松戸1225−5LEVICIA BLDG.	047-711-5520	不動産業
中央第一	明治物産（株）	保泉　次助	松戸市松戸2305−14	047-366-2111	商社
中央第二	（株）誠	渡邊隆太郎	松戸市上矢切1131−6	090-9750-5902	美容
古ケ崎・栄町	Gbore（株）	後藤賢太郎	松戸市古ケ崎64−1ｻﾝﾓｰﾙYAMAZAKI201	090-4244-0510	建設業
上本郷	（株）グローバルファミリー	元良　清孝	松戸市上本郷2234−7	047-712-0235	飲食店
高塚・大橋	（一社）全国石材施工協会	井比　宏育	松戸市大橋130	047-711-5388	石材の施工団体
高塚・大橋	（株）AMB	藤澤　真樹	松戸市大橋141-1	047-392-3454	中古車販売業
高塚・大橋	（株）エムデザイン	森元　睦	松戸市大橋789−1	047-703-7206	製造業
新松戸	琳（同）	小宮　政弘	松戸市新松戸1−178	070-3856-5211	倉庫業
八ケ崎・小金原	（株）T−LIFE	松本　大輔	松戸市八ケ崎3−31−32	080-2341-3599	塗装業
流山第１	（同）フラワーシード	大塚　祐貴	流山市加1-1566-2木村ビル2F	04-7199-2891	福祉
流山第１	（有）アークハウズ	越川　弘文	流山市流山1-269	04-7157-6500	不動産業
おおたか西	（同）桐屋	酒巻　稔	流山市おおたかの森南2-27-4	04-7158-2571	ファームレストラン
賛助会員（法人）	（株）ルーラル東京	荒井　郁夫	東京都荒川区西日暮里6-36-13-101	03-3800-4102	製菓製パン原材料問屋業

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp　イータックス

写真で見る 令和５年度「税務・会員増強研修会」

研修内容

第1部　税務研修会（17:30～18:15）

講師:松戸税務署法人課税第1部門　　西村審理官

（馬橋・小金ブロックのみ　牧野審理専門官）

演題:インボイス制度において注意すべき点について ～令和5年改正をふまえて～

第2部　会員増強研修会（18:20～18:50）

会長・ブロック長のあいさつ、来賓ご紹介、担当副会長と組織委員長のあいさつ

第3部　懇親会（19:00～20:00）

中央・明ブロック　9月5日（火）17:30～18:50　松戸法人会館　3階会議室

署幹部のみなさん

大川会長のあいさつ

杉浦ブロック長のあいさつ

東部・常盤平・五香六実ブロック　9月12日（火）17:30～18:50　常盤平市民センター

西村審理官の研修

大澤副会長のあいさつ

小口ブロック長の閉宴のあいさつ

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

流山ブロック　9月20日(水)17:30～18:50　せきや

懇親会での坂巻副会長のあいさつ

高野副署長のあいさつ

渡邉組織委員長のあいさつ

鎌ケ谷ブロック　9月21日(木)17:30～18:50　鎌ケ谷市中央公民館

大下法1統括官の説明を聞く参加者の皆さん

司会を務める服部支部長

星本ブロック長のあいさつ

馬橋・小金ブロック　9月26日(火)17:30～18:50　新松戸未来館

研修会の様子

懇親会での椎名副会長のあいさつ

牧野審理専門官の研修

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp　イータックス

令和5年度 第2回理事会及び署幹部職員との名刺交換会

開催日　令和5年8月31日(木)15:30
場　所　松戸商工会館　5階会議室

右記の議案が上程され、理事数61名中37名が出席して、過半数以上の出席を認め、有効に成立して行われました。

決議事項の(1)については、実行委員長である大川会長から説明があり、挙手を持って満場一致で承認可決されました。(2)については、渡邉組織委員長より説明があり、挙手を持って満場一致で承認可決されました。(3)については、事務局榎専務から説明し、拍手を持って満場一致で承認可決されました。

報告事項(1)～(4)については、各委員長・部会長よりの説明もしくは事務局より補足説明があり、(5)については、榎専務理事から業務執行理事の職務遂行について適正に事業計画とおり遂行されている報告がなされた。(6)については、ブロック長・委員長・支部長より、特記事項について報告がありました。

以上をもって、第2回理事会は全ての議事を終了しました。

大川会長のあいさつ

東山署長のあいさつ

名刺交換会の様子

第2回理事会報告

決議事項

(1)設立50周年記念事業について
(2)令和5年度「会員増強統一月間」運動の実施要領について
(3)令和5年度「税務・会員増強研修会」開催日程について

報告事項

(1)社会貢献事業(松戸音楽フェスティバル、経営者に有益な講演会)
(2)「経営者セミナー」「青法税会研修会」
(3)松戸法人会親睦ゴルフ大会について
(4)「婚活事業」について
(5)代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
(6)各ブロック、各委員会、各部会の業務状況について
(7)その他

理事会の様子

署新幹部職員との名刺交換会

第2回理事会終了後、松戸税務署人事異動(7月10日付)に伴い、署長はじめ幹部職員が新たに着任され、名刺交換会が開催されました。

理事以外の役員も加わり、署は4名(東山署長・高野副署長・大下法1統括官・西村審理官)が出席され、大川会長のあいさつ、東山署長のあいさつ、その後、高野副署長の乾杯のご発声で名刺交換会がはじまり、それぞれが名刺交換され、この1年間を協力団体として友好的に歓迎しました。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

税務署だより

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp　イータックス

税務署だより

Step1

相談内容を選択

Step2

相談のしかたを選択

・メニューから選択

・文字で入力する

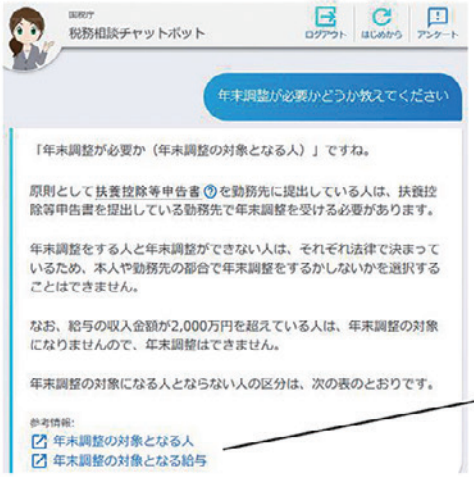

相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンクを
クリック

・チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。
国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp)からご利用いただけます。
・画面は年末調整に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

プロの視点

PROFESSIONAL

令和5年分地価調査について

税理士法人JPコンサルタンツ
税理士　藤井　隆弘

国土交通省による令和5年都道府県地価調査の結果が9月20日に公表されました。

地価調査とは、地域内での標準的な宅地の7月1日時点での正常な価格を調査し、一般の土地取引価格に対して指標等を与えるものです。

なお、個々の地点の価格については、国土交通省（国土交通省地価公示・都道府県地価調査）のホームページで閲覧することができます。

▶近隣の主な平均地価変動率

変動率は、令和5年7月1日時点:令和4年7月1日時点であり、各地点とも前年に比べ上昇

なお、カッコ内は公示価格での平均変動率（令和5年1月1日:令和4年1月1日時点）

1 住宅地

(1)　松戸税務署管内

・松戸市　2.2%（2.0%）　・流山市　7.2%（2.1%）

・鎌ケ谷市　1.3%（1.2%）

(2)　周辺の主な市

・市川市 11.3%（6.8%）　・船橋市　6.7%（4.1%）

・柏市　6.2%（4.0%）

なお、千葉県全体では、2.5%（2.3%）となっています。

2 商業地

(1)　松戸税務署管内

・松戸市　5.4%（3.5%）　・流山市　8.7%（2.8%）

・鎌ケ谷市　4.5%（0.6%）

(2)　周辺の主な市

・市川市 13.0%（8.7%）　・船橋市 10.2%（7.3%）

・柏市　4.2%（3.1%）

なお、千葉県全体では、3.7%（2.9%）となっています。

3 参考

千葉県内の基準地別変動率順位（上位）

(1)　住宅地

1位　我孫子市我孫子4丁目（我孫子―3）　18.6%

2位　我孫子市並木8丁目（我孫子―10）　18.3%

3位　流山市おおたかの森西1丁目（流山―10）　15.4%

(2)　商業地

1位　木更津市金田東6丁目（木更津5−5）　19.4%

2位　浦安市北栄1丁目（浦安5−1）　15.7%

3位　流山市おおたかの森西1丁目（流山5−3）　15.5%

公示価格（1月1日時点）の平均変動率と基準地価格（7月1日時点）の平均変動率を比べてみると基準地価格の平均変動率の方が上昇していることがわかります。

このことは、令和5年1月から7月の間の地価が上昇していることを表しています。

▶参考

特定の場所（市街化区域内）の7月1日時点の価格（基準地を比準した価格）の求め方

令和5年のように1月1日と7月1日の地価が大幅に異なる場合には、次の式により特定の場所の7月1日のおおむねの比準価格を求めることができます。

（算式）

特定の場所の基準地比準価格

＝（近隣の同じ地区にある基準地価格×特定の場所の路線価格）／（基準地の路線価格）

▶注意事項

・路線価の地区区分と基準地の用途は合わせます

地区区分と用途の対比表

路線価図の地域		公示地・基準地の用途
普通住宅地域 中小工場地区	→	住宅地（冠記番号なし：〇〇）
ビル街区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区	→	商業地（5-〇〇）

なお、路線価図には、公示地・基準地の場所（公示地→囚　基準地→圓）が表示されています。

▶留意事項

算出された比準価格は、標準的な宅地の価格のため実際の価格より高い場合があります。

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp　イータックス

キラビト紹介

NAGAREYAMA F.C.
「ぼくも・わたしも頑張ろう」そのエネルギーをあなたに

株式会社流山FC
代表取締役
安芸 銀治 氏 - Ginji Aki

2021年6月に株式会社流山FCを設立し、同年11月に流山市からJリーグ入りを目指す社会人サッカークラブNAGAREYAMA F.C.を発足。

「10年以内にJリーグ入りを目指す」を目標に、本格的に活動を開始しました。

現在、選手・スタッフで毎週土曜日にホームタウン活動として市内のゴミ拾いを行っています。地域があって、私達 NAGAREYAMA F.C.の活動が成り立っていることを胸に、取り組んでいます。

全国でも珍しく人口増加中の流山市は、街の開発が進む一方で「水と緑と歴史の街」として魅力あふれる地域です。地域でのイベント開催も盛んで、人々が住み続けたいと思う工夫を市が積極的に行っています。J1、J2、J3のクラブが根付く他都市に引けをとらない規模、ポテンシャルがこの流山市にはあると確信しています。

Jクラブがある街ではホームタウン活動としてイベントが行われたり、小学校に選手が訪れたり、スタジアムに足を運んで熱狂する週末があります。

これまで社会人サッカークラブがなかったこの流山市で、何かに本気で打ち込む選手達の姿が子ども達の夢となり、街が誇れるクラブを目指す私たちの挑戦が始まりました。

ゼロからJリーグを目指す事は決して容易な事では無く、無謀だと言う方が殆どでしょう。
ただ私はその無謀だと言われる目標を、地域の皆様と共に叶えたいと考えております。

この地にスタジアムや人工芝グラウンドが建設され、小さい子どもからおじいちゃん、おばあちゃんまで皆んなが週末賑わい、ワクワクするような日常を実現させ、多くの方の心を躍らせたいと思います。

◆メッセージ

私は5歳からサッカーを始め、Jリーグ、アイルランドリーグ、社会人リーグへ挑戦する中で、サッカークラブを経営するという新しい夢を見つけました。

一度サッカーを離れた時、これほど熱中し、周りを巻き込んで熱狂できるものにはなかなか出会えないものだと気づきました。

一つのプレー、一つの試合に皆が釘付けになり、また次の試合を楽しみにする。目には見えないプラスのエネルギーを人々に持ち帰ってもらう。サッカーにはそんな魅力があると確信しました。

選手として本気でまっとうしたからこそ選手の立場や思いに寄り添い、『このチームに入りたい!』と心から思えるような「選手ファーストのサッカークラブ」にしたいと思っています。
NAGAREYAMA F.C.が地域の企業の皆様とともに歩み、地域の皆様にプラスのエネルギーを届けられるように邁進してまいります。

今シーズンの試合戦績は、千葉県社会人サッカーリーグ2部にて全勝優勝し、1部リーグ昇格を果たすことができました。

皆様の応援を、宜しくお願い申し上げます。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

松戸市制施行80周年「松戸まつりIN2023」

開催日　令和5年10月7日(土)、8日(日)
場　所　松戸駅周辺

10/7(土)8日(日)松戸市制施行80周年を記念する「松戸まつり」が「こどもと産業振興」をテーマに開催されました。両日とも天気に恵まれ、4年ぶりの「松戸まつり」とあって開始直後から大勢の方々が来場されておりました。

松戸法人会では西口デッキ下にて2ブース分のスペースを使って「税金クイズ」を実施いたしました。特にお子様連れのご家族がブースに立ち寄られ税金クイズの答え合わせに一喜一憂しておりました。あっという間に用意した枚数が底をつき14時には終了となりましたが、その後のブースでは「張り絵体験」を女性会が中心となって16時まで行い大盛況で子供達には大変喜ばれました。貼り絵体験は土曜日だけではありましたが、時間が過ぎてお断りする子供たちもいてとても残念でした。

セレモニーに参列の大川会長

今回の松戸まつりは、「新たな観光資源の創造、まちの魅力創生をめざし、子育て、文化を軸とした都市ブランドづくりに寄与するとともに、安心で安全な街づくりのもと、地域産業振興に資することを目的」として掲げています。そういった意味では子供が多く来場したブースでもあり主催者側の目的やテーマにマッチした催しとなったのではないでしょうか?

当日のブースには大川会長、青木、谷内、椎名、浅野副会長、女性部会、青年部会の皆様の他、東山税務署長、高野副署長をはじめ税務署幹部職員の皆様や大同生命の職員など大勢の皆様に参加して頂き2日間無事終了できましたことを深く感謝申し上げます。

日暮　幸信

イータ君を囲んで応援いただいた署幹部のみなさんと大川会長

大勢の人でにぎわう税金クイズのブース

『女性部会　貼り絵体験』

令和5年10月7日土曜日、4年ぶりに開催された「松戸まつり」は好天に恵まれ、久しぶりの実施に多くの人出がありました。

松戸法人会女性部会は、花や船など色々な型紙に合わせて切り取った折り紙をハガキや栞に貼る「貼り絵体験」を企画しました。

自由に組み合わせると無限に広げられる楽しさからか、男女問わず子供たちの参加希望者が多く、予定時間の2時間のあいだ順番待ち状態が続きました。

用紙に切り取った折り紙を貼り、線を描き入れる子、金色のペンで縁取りをする子など、それぞれの作品の仕上がりに満足している様子。

中には型紙に囚われず、花柄の折り紙をその花ごとに切り抜き、ハガキ一面にバランス良く貼る作品も生まれ、お手伝い担当の会員同士そのアイディアに感心しきりでした。

貼り絵体験の様子

今回、石井副部会長の企画ご提案と型紙作成など色々なご準備に感謝し、お手伝いの皆様と無事終えられた充実感と手応えを分かち合いながら散会となりました。

秋谷　多英子

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp　イータックス

青年部会主催
婚活支援事業

開催日　令和5年9月2日（土）
場　所　松戸商工会議所会館5F大会議室

「スイーツ好きが集まる婚活♪」と題した婚活イベントを松戸商工会議所会館5F大会議室にて、青年部会の根幹事業として開催しました。婚活参加者は男性20名、女性19名と、多くのお申し込みを頂戴しました。設営スタッフとして参加する法人会関係者も大川会長をはじめ、青年部会とオブザーバー、事務局など37名、婚活参加者38名と合わせると総勢75名となりました。

本企画はコロナ禍を明け、慎重に検討した上で開催した昨年の婚活イベントを継承できるよう、またブラッシュアップ出来るよう、様々な面から協議を重ねて準備を行いました。

本企画は「スイーツ好きが集まる婚活♪」というテーマの通り、パティシエ（クアトロスタジオーネ　中島様・丹治様）をお迎えし、スイーツをケータリングしていただく形での開催でした。婚活参加者の皆様に、お相手の方と自然にお話をするきっかけとしていただくための工夫です。

イベント内容についても「自己紹介タイム」「スイーツ食べ比べ」「スイーツ日本一に輝いたレモンケーキを持って席替え」「フリートークタイム」と話題が絶えないように、途中で飽きてしまわないように工夫を凝らしました。

結果、成立カップルがなんと5組も誕生しました。おめでとうございます。大川会長・谷内副会長には成立カップルに商品をご提供していただきました。ありがとうございました。

婚活参加者の皆様、法人会関係者の皆様からもたくさんの笑顔と多くの「ありがとう」のお言葉を頂戴し、本婚活事業を無事に終えることが出来ました。ご参加くださいました皆様、ご協力くださいました皆様、ありがとうございました。

杉浦　規郎

大川会長のあいさつ

素敵なスイーツの数々

青年部会のみなさんとお手伝いいただいた大同生命のみなさん

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

実務者研修会「基礎コース」

実務者を対象に、源泉所得税の基礎知識の習得を目的とした「基礎コース」が、実務者研修委員会主催で下記のとおり開催されました。

2日間、源泉所得税の基礎部分の研修でしたが、9月6日7名9月7日11名の方が参加され、皆さま真剣に受講されておりました。これを契機に、実務でも臆することなく源泉所得税に取り組んでいただき、また、当会の研修（年末調整実務コース、応用コース等）へも積極的に参加いただけたらと思います。

【第1回】
9月6日（水）13:30～16:00
研修内容:非課税給与・現物給与

【第2回】
9月7日（木）13:30～16:00
研修内容:退職金・報酬料金等・非居住者等

【講師】
松戸税務署法人課税第2部門
牧島典子上席調査官

【受講料】
無料

研修風景

牧島講師

青年部会落語税金教室　流山市立流山小学校

今年度も雷門小助六師匠をお迎えしての落語税金教室が始まりました。

第1弾として、9月12日に千葉県流山市立流山小学校の6年生を対象に開催されました。

165名の生徒が参加してくださいました。

青年部会からは山﨑部会長、小嶺副部会長、渡邊君、滝川君、三ケ田君、相楽君、田中君、伊藤君、豊田君、染野君、川原君が参加しました。

安藤校長先生のご挨拶と松戸法人会青年部会より山﨑部会長の挨拶からスタートしました。

小助六師匠が登場して話し始めると、序盤からたくさんの笑い声が聞こえました。

落語の仕草の説明から落語へと、いつも通りの鮮やかな流れは、われわれ大人が聞いてもとても楽しいですね。

第2部はパワーポイントを使った税金のお話です。

司会の田中君の進行もとてもスムーズで、クイズのコーナーでは多くの生徒たちが手をあげて回答していました。とても盛り上がりました。

そして第3部で再び小助六師匠が登場。

古典的な落語を披露し、たくさんの笑い声が聞こえました。

笑いの中にもたくさんの学びがあり、生徒たちに税金に関心を持ってもらうためのきっかけとしてとても意義のある時間になりました。

青年部会では次年度に、落語税金教室のパワーアップを計画しています。

メンバー一同でブラッシュアップしながらより良いものを作ってまいりますので、今後とも変わらぬご理解ご協力、そして温かいご支援をよろしくお願いいたします。　　滝川　靖史

体育館での落語税金教室

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp　イータックス

自主点検シートの活用について

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

内部統制や経理水準の向上は、「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。一方、これがしっかりしていない場合には、「売掛債権が未回収となる恐れがある」「重要書類を紛失してしまうことがある」「会社の資産が不明確になる可能性がある」など経営上の大きな問題へ発展することもあります。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート」を作成しています。

この度、松戸税務署のご協力により、「自主点検チェックシート」を8月23日より、松戸税務署の1階出入口の正面左側の棚に掲出しております。

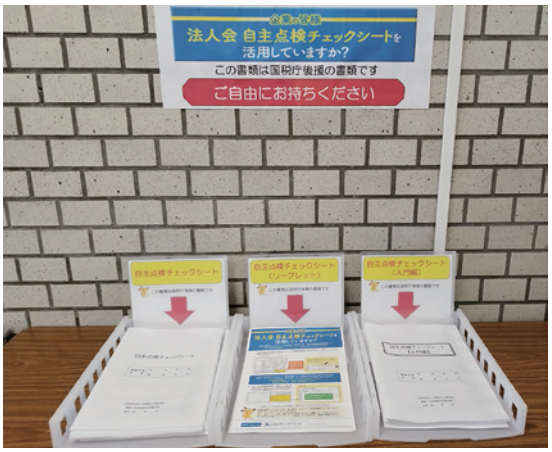

私の本棚

大河ドラマを楽しみに視聴している方は多いかと思う。今年の大河ドラマ「どうする家康」徳川家康の出生から一生を描くドラマである。織田豊臣政権から関ケ原の戦いまでの約30年間、戦国時代の中で一番人気があると言っても過言ではない。ではどうして秀吉と信長は短命政権で終わったのか?答えはそれぞれが自由な発想に思いを馳せ想像して欲しい。

司馬遼太郎「覇王の家」では秀吉や信長のような天才的な戦国武将ではなく、実直で泥臭い三河の田舎侍たちで作られた「チーム家康」で乱世の荒波を乗り越えてきた。天才的武将も死ねば後を継承する人がいなければ滅びるが、チームだったから徳川家は持ちこたえられたのか?または入念な準備をしたからか?戦略会議ではメンバーに発言させチームで難関を乗り越えてきたからこそ徳川政権は260年の礎を築くことができたのかもしれない。

2022年の統計で国内の企業数は368万社だそうです。そのうち100年続く日本の企業数は約33000社、およそ1%以下、99%は消滅してしまう。

100年継続する企業にするには?答えはそれぞれの企業にしかわからない、時代の流れに乗るのか人材を育てよいチームを作り周到な準備をするのか‥‥

100年先を考えられる企業でありたい。

谷内　久徳

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付で！

法人会の動き

11月

月日	開催行事	会場
11/1	関係民間六団体長会	松戸税務署
2	第1回・第2回「年末調整実務コース」(新任者)	松戸法人会館
	中央第1支部役員会	華苑
8	第21回「青法税会」	松戸商工会館
10	税の相談日(岩﨑重樹先生)	松戸法人会館
	第37回全国青年の集い(山形大会)	やまぎん県民ホール
14	女性部会「税を考える週間」交流会及び研修会	松戸法人会館
16	青年部会第6回役員会	松戸法人会館
17	納税表彰式	松戸市民劇場
	納税表彰式祝賀会	聖徳大学10号館
19・20	県連・女連協視察研修	山梨県方面他
21	広報委員会	松戸法人会館
22	新設法人説明会(ZOOM併用)	松戸法人会館
	決算期別説明会(ZOOM併用)(飯田信夫先生)	松戸法人会館
28	令和5年度分の年末調整事務等説明会	松戸法人会館
29	流山ブロック親睦ゴルフ	千葉カントリー

12月

月日	開催行事	会場
12/1	実務者研修会 第1回応用コース	松戸法人会館
4	第5回正副会長会	松戸法人会館
	第3回正副会長・ブロック長合同会議	松戸法人会館
7	青年部会「落語税金教室」	松戸市立六実第二小
8	税の相談日(羽鳥富男先生)	松戸法人会館
11	女性部会忘年懇親会＆チャリティー	聖徳大学10号館
13	県法連・第４回事務局長会議 福利厚生制度推進連絡協議会	ポートプラザちば
	県北4会親睦ゴルフ	千葉カントリー
14	実務者研修会 第2回応用コース	松戸法人会館
15	青年部会「落語税金教室」	鎌ケ谷市立初富小
	青年部会　クリスマス忘年懇親会	三角屋
18	青年部会「落語税金教室」	松戸市立梨香台小
19	青年部会「落語税金教室」	流山市立向小金小
	東部ブロック親睦ゴルフ・忘年会	鎌ケ谷カントリー/しの田
21	決算期別説明会(ZOOM併用)(増田勝彦先生)	松戸法人会館

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、行事予定が変更となる可能性があります。
11月12月の予定については、当法人会ホームページの「行事予定」をご覧ください。

第22回 クイズ（数独）

【問題】空いているマスに漢字を入れて、四字熟語を完成させましょう。すべて完成させ、タテに読むと、また別の四字熟語が完成します。なんだかわかりますか？

❶

七不(?)議
熟(?)断行
(?)不相応
無差(?)級

❷

八(?)八町
悪(?)苦闘
(?)金術師
切磋琢(?)

第21回クイズ(9月号)の回答

答え　A…布　B…団

作者紹介

株式会社ニコリ
日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ『スマニコリ』も配信中。

正解者の中から抽選で5名の方に図書カードもしくはQUOカード2,000円分をプレゼント！

「クイズ(数独)」の懸賞応募方法について

プレゼントの図書カード・QUOカード2000円分は選ぶことができませんので、ご了解ください。
以下の方法から選んでご応募ください。

1 QRコードでの応募

2 郵便はがきでの応募

1. クイズの答え　①○○○○　②○○○○
2. 郵便番号
3. 自宅住所
4. 氏名を明記の上、
   〒271-0076
   千葉県松戸市岩瀬108　公益社団法人松戸法人会事務局
   までお送り下さい。

締切日は、**令和5年11月30日(木)**とさせていただきます。
なお、郵便ハガキは締切日当日の<消印有効>とさせていただきます。
応募は、お1人様1回(1通)限りとさせていただきます。
たくさんの応募をお待ちしております。
当選者の発表は図書カード・QUOカードの発送をもってかえさせていただきます。
正解は、次号NO.289号(1月号)に掲載します。
このページの懸賞情報に関するお問合せや苦情等には対応できかねますのでご容赦ください。

e-Tax www.e-tax.nta.go.jp イータックス

松戸法人会会員 ⇦ 申告書にこのシールを切り取って必ずはりましょう。 ⇨ 松戸法人会会員

会員シール 松戸法人会会員

FB0107

税務署受付印	年 月 日 税務署長殿	所得税		事業税		消費税		復興特別所得税		青色申告	一連番号		

※1 上の会員シール(印刷)を切り取る。 2 提出分法人確定申告書「別表一」の上部余白にはりつける。

e-Tax ご利用の場合は法人事業概況説明書の「17加入組合等の状況」欄に松戸法人会会員と入力しましょう。

会員企業紹介

就労継続支援 A 型事業所

フラワー

FLOWER Can work

そんなお悩みがある方
フラワーに相談してみませんか?
仲間たちが待っています!

身体、精神、知的、難病、
聴覚障がい、車椅子の方も
ご相談ください

利用者の指導をしていただく
スタッフも募集中!

アクセス

合同会社フラワーシード
就労継続支援 A 型事業所 フラワー
〒270-0176
千葉県流山市加 1-1566-2 木村ビル 2 階

TEL 04-7199-2891
FAX 04-7199-2892
MAIL info@flower-s-llc.com
HP http://furawa-shido.p-kit.com

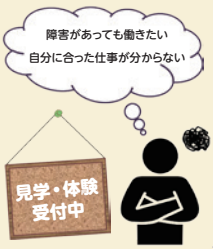

Youtube Twitter

HP

作業風景

作業はスタッフが丁寧に教えます
それぞれ特性や体調に応じます

タイムスケジュール

9：45～	朝礼
9：45～12：00	作業
12：00～13：00	昼休憩
13：00～14：45	作業
14：45～15：00	終礼・清掃
15：00	退勤

利用時間
月～金9：45～15：00
月の出勤数により土曜出勤あり(任意)

休日休暇
土日祝日、お盆、年末年始

工賃時給
千葉県最低賃金保障
交通費助成制度あり
希望者昼食あり（一部負担あり）

経営理念

継続 喜び

個人の能力を見極めて
本人に合った仕事を提供し
継続する事により
慣れや自信になり
自信が意欲になり
仕事がはかどり
お客様からの信頼を得る

仕事を継続する事により
お客様から工賃を得て
喜びに変わる

障がいを持った方達が
社会と関わりながら自立を目指し
就労するお手伝いをしたいと思います

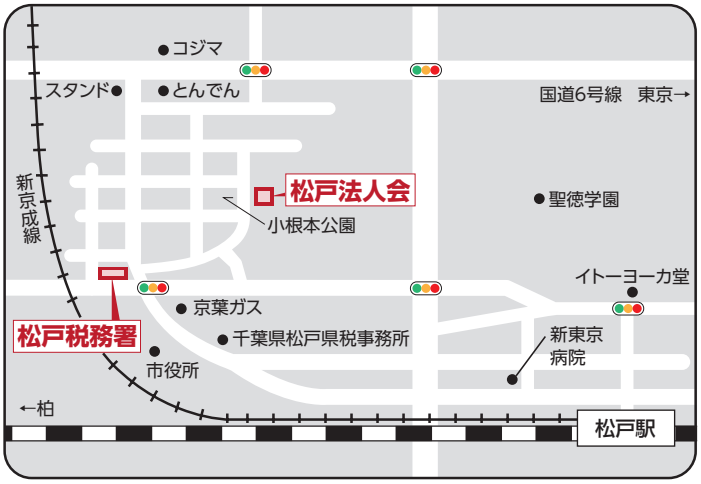

編集雑記

アメリカメジャーリーグ、ロサンゼルスエンジェルスの大谷翔平選手がついにア・リーグでホームラン王を獲りました。

今春のWBCでの活躍から日本はおろか世界中の野球ファンを虜にした「オオタニサン」。

超一流の二刀流、そして何よりあの謙虚な人柄は、チームメイトだけでなく、ライバルチームの選手やファンまでも、果ては審判・塁審とまで談笑する様子は、従来のシャイで無口、無骨な日本人のイメージそのものを変えてくれている気がします。

大谷選手が日本ハムファイターズに入団し一時でも鎌ケ谷市民だったことも重ねて誇らしく思いますが、今思えば入団時を含め何度かお会いする機会があったのに、一度もサインをいただかなかった事をとっても後悔しています。

因みに松戸法人会大澤副会長はファイターズ時代の大谷選手のサイン入りバットを持っていることが大のご自慢。お願いすれば喜んで拝ませてくれると思います。

本村 穣治